

委員会提出議案第3号

令和6年9月12日

石岡市議会

議長 関 口 忠 男 殿

議会運営委員会

委員長 谷田川 泰

石岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記議案を地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提 案 理 由

地方自治法の改正による議会に係る手続のオンライン化へ対応すること等により、全国市議会議長会で示す標準市議会会議規則等が改正されたこと等により、当該条例の一部を改正するため。

## 石岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

石岡市議会委員会条例（平成17年石岡市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第25条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第31条中「又は議会運営委員会」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第38条中「すべて」を「全て」に、「あと」を「後」に改める。

第40条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第41条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という」。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第47条及び第48条中「とる」を「採る」に改める。

第49条第2項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第50条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第51条第2項中「前項」を「第1項」に、「ほか」を「外」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論をしないで委員会に諮って決める。

第54条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第55条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第58条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第60条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。